





立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては、国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては、独立行政法人文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

#### (労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七条)。次条において「特労法」という。)第四条

第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に所属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する

る特労法第三章(第十二条及び第十六条の規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

#### (罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第十九項の規定によりなお従前の例によることとする場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則

(平成一八年六月二一日法律第八〇号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成一九年三月三〇日法律第七号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成二〇年一二月二六日法律第九五号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成二〇年一二月二六日法律第七号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成二一年三月三一日法律第一八号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成二一年三月三一日法律第一八号)抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 附 則

(平成二一年三月三一日法律第一八号)抄

条の規定、附則第十六条の規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条のうち船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定

施行する。

附 則 (平成三十〇年一二月一四日法律第十九四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第三十五条 この法律の施行に関する経過措置を含む)は、政令

で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの他の経過措置の政令等への委任

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日